
朝来市議会政治倫理審査会

令和6年2月16日（金曜日）

日 時 令和6年2月16日（金）午前9時00分開
会

場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 日程協議
- 4 審査事項
(1) 令和6年1月26日付審査付託について
- 5 その他
- 6 閉会

出席委員（6名）

| | |
|-------|-------|
| 浅田 郁雄 | 藤原 正伸 |
| 関 綾乃 | 尾崎 里美 |
| 西本 英輔 | 嵯峨山 博 |

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮元 広司君 議会事務局次長 ————— 榎谷 進一君

説明のため出席した職員等

一般社団法人よふどの恵

| | | | |
|-------|----|----|-----|
| 谷村 幸雄 | 理事 | 細見 | 守理事 |
| 奥 敏夫 | 理事 | | |

審査対象議員

藤本 邦彦議員

午前9時00分開会

○委員長（浅田 郁雄君） おはようございます。

これから、第3回朝来市議会政治倫理審査会を開会します。

初めに、審査会の日程についてお諮りします。

日程については、本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定しました。

それでは、ただいまから、令和6年1月26日付審査付託について審査を行います。

本日は、参考人として、よふどの恵さんに出席いただき、質疑を行います。その後、藤本議員に質疑及び弁明の時間を設けたいと思います。その後、質疑した内容について意見交換を行いますので、よろしくお願いいたします。

入る前に、前回までの確認として、どこまでしたのかということを中心に整理したいと思います。副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） それでは、会議の整理という意味で、前回の審査会で、関係者聴取で明らかになりました事実、これは後の事実認定の資料とできるかどうかにつきましては、また別途協議をお願いしたいと思いますが、それにつきまして、整理をさせていただいて、記憶喚起をお願いしたいと思います。既に前回の会議録は出ておりますので、詳細はそこに当たっていただければよろしいんですけども、時間の都合でまとめさせていただきます。

まず、第1点ですけれども、随意契約はどこからが契約行為かということで質問が集中しております。一般常識といいますか、民法上の取扱いでは、契約は、法的責任を伴う約束のことで、当事者双方の合意によって成立しますものですので、契約書類等は一切必要がないと。売買契約でしたら、売りたい、買いたいという対立する意思が合致すれば契約は成立するというところで、口頭でも成立するんだというのが基本的になっておりますが、行政実務におきましては、市財務規則102条という規定がございまして、契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならないということになっております。したがって、この予定価格を定めるところから契約行為であるというふうに考えているというお答えがございました。一般の民法よりは広い概念で行政実務は流れているということかと思えます。

それから、その予定価格は、それではいつ作成されますかという質問がございました。給食センターの事務の流れといたしまして、栄養士さん等による献立作成に始まりまして、それが当該青果物、野菜等を使用するその前の月に献立の作成がなされます。その献立に基づいて使用する野菜の種類や量が決まってくるので、そのことによりまして、青果物納入業者、現在3者登録されております。業者さんですね、一般の農家さんではなくて業者さんです。こちらのほうに見積りの依頼をかけておられます。これは、青果物の市場価格というのは非常に頻繁に変動するものですから、2週間置きにかけているということでもございました。そこで見積りを徴収いたしまして、業者さんから納入していただくものについても価格が決まるわけですけども、それは同時に農家さんを対象とします納入契約における予定価格にもなるということでもございました。このことは、発注をする前に農家さんのほうにお伝えして、この金額で入れていただけるかどうかということの事前確認

も取られているということでございましたので、予定価格の決定というのは、その見積りに従って価格を決めた段階であるという御説明でございました。

その受注の依頼をかけるのが使用期間の7日前、1週間前ということでございまして、その1週間後に発注をかけるという流れになっておるということでございました。

それから、担当課の認識としては、この発注が契約に該当しますということでございます。

それから、見積りに基づく価格決定が予定価格の定めに該当しますと、こういう説明でございました。

以上が、契約に係る質問のやり取りでございます。

それから、生産者登録について質問がこれも集中しております。生産者登録ということにつきましては、先ほど述べました発注をするかもしれない相手方をあらかじめ登録するものということで、これは給食に必要な食材を確実に確保する、欠品をしないために、あらかじめ納入可能な品目と数量を把握するために行っているということでございます。一般競争入札の指名願と同じで、これ自体は契約を約束するものではなくて、単なる登録事務でございましてという説明でございました。

それから、ホームページに、学校給食に地産地消の野菜等の味わいを、朝来市内生産者募集という告知がされております。これについての説明を求めました。これは生産者登録、先ほどの生産者登録を促す募集チラシに当たるものでありまして、競争入札に向けた指名業者の募集と同じ性質のものであるということでございます。生産者登録によって具体的な権利義務は発生せず、一般競争入札における入札参加者登録が落札を約束されたものでないのと同様で、必ず野菜等を納入していただくという義務ないし権利は発生しませんという説明でございました。

また、そこに掲載されております生産者登録書及び事業計画書は、先ほど述べましたとおり、学校給食用野菜等の出荷時期及び出荷量を把握するためのもので、つまり、登録事務のためのもので、契約書ではなく、また、契約書に代えられるものでもないという説明でございました。

それから、このホームページの公告については、既に前審査会での資料にも上がってきております国の調査会の資料、国・地方公共団体の契約制度の概要と関係法令にございます公告に該当するのではないかと質問もございましたが、これは法定の要件を満たしておりませんので、いわゆるチラシの類いであるという回答がございました。

それから次に、本件説明会についてでございます。開催の経緯ですが、これはよふどの恵の要請によるものであるということでございます。

それから、目的は、よふどの恵に、今日お越しいただいておりますので、本当のところはよふどの恵に聴取する必要があるんですけども、説明に向いた当局としては、どのような野菜をどのくらいの量必要としているか聞きたいということであったので、給食センターが求める野菜の規格等を説明するために出向きましたという説明でございました。

それから、会議の内容と会議の性質についてですけども、予定価格など何も決まっていないので契約行為とは言えず、いわゆる説明会であったとの認識で、企画総務部総務課、財務課、産業振興部農林振興課、教育委員会事務局及び教育センターの当局関係者が一致した認識をされておま

した。

なお、説明会後に想定される成り行きとしましては、生産者登録、先ほどの生産者登録に進むということでしたが、現在までのところ具体的進展はございませんということでございます。

それから、介入行為についてですが、説明会はよふどの恵の依頼によるもので、藤本議員からの依頼はなかったということでございます。

それから、会議に同席されていたが、会議中の協議について介入とか圧力等はないということでしたと、こういう説明をされております。

それから、前の政治倫理審査会での随意契約手続に関する問合せについての、令和5年9月25日、市の回答におけます財務課回答部分についての確認でございますが、本会議答弁のとおり、随意契約手続のどの部分に当たるのかとの問合せだったので、回答書記載のようになっており、契約先を決定していく事務手続が始まっているということは認識しているが、国の参考資料の随意契約手続の表に合致した部分はなく、随意契約手続の一部ではないという意味で回答しており、契約行為の一環であることを示したのではないというお答えをいただいております。

最後に、産業建設常任委員会に一旦提出されまして、直ちに取下げられましたよふどの恵の名称の記載のある農産物販路拡大業務フローを示した資料について質問がございました。その資料自体は産業建設常任委員会では差し替えをされておりまして、現在なかったものとなっているものですが、そこに示されている取組自体は、前の審査会でも評価はされまして、本件との関係を、会議録を見ますと否定されているというものでございましたので、本審査会であらかじめ確認した調査資料には含まれておりませんでした。この質問の過程で改めて取り上げられました。これにつきましては、農林振興課が保有する知見に基づいて作成したものであるということでした。

その他このフローに関する質問と答えにつきましては、会議録が出ておりますので、参照をお願いいたします。

それから、このフローの作成、提出、撤回の経緯につきましては、産業建設常任委員会と、それから前の政治倫理審査会で説明をされておりますので、その会議録を参照いただくこととしまして、ここでは詳細の説明は省略させていただきたいと思っております。他の項目と違いまして、証明の趣旨が明確には分かりませんでしたので、整理は差し控えさせていただきます。

以上、前回の政治倫理審査会での当局関係者への聴取のまとめを申し上げます。誤り、それから、不足等がございましたら御意見をいただきたいと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 前回の確認等を説明していただきました。

その部分で何か御質問等ありましたら。ございませんか。

ないようでしたら、暫時休憩します。

午前9時15分休憩

午前9時19分再開

○委員長（浅田 郁雄君） 休憩前に引き続き審査会を再開します。

本日は、参考人として、一般社団法人よふどの恵役員の皆様には出席をいただいております。御多忙中の中、大変御苦勞さまでございます。

谷村理事長をはじめ、役員の皆様、御出席、本当にありがとうございます。

質疑に関しては、一問一答の方式とさせていただきたいと思っておりますので、御了承願います。また、公平・公正な質疑に努めていただきますようよろしくお願いを申し上げます。

よふどの恵の役員の皆様には、質問内容が不明確であったり、質問内容に御意見がある場合には、逆に質問をしていただいたり、意見を述べていただいたりすることも結構でございますので、その点をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。

尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 私、尾崎から恵さんにお尋ねします。

恵さんは、正式には一般社団法人よふどの恵ですが、以下、恵と呼ばせていただきます。

令和4年12月8日のことですが、この日、恵の認識についてお伺いします。

この日はどのような会議だったのでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 理事長。

○理事長（谷村 幸雄君） 12月8日の会議、どのような会議ということですか。

経緯という前にどのような会議ということですね。私どもは、一応、地域商社という事業を持っておりまして、地域の方々が作った野菜を売っていかうと、地域の農業に対する意欲を高めていかうという活動はしておりまして、その中で、給食センターの話が出たものですから、給食センターでどのようなものが使われて、どのような量を使われているのかということをお聞きした中で、我々が今度、生産をしてもらう方を募集して行くことになるわけだから、その前提として、そういったものの動きを知りたいということで、市のほうにお伺いしまして、説明をしていただくということで、私どものほうから発信をして、それでそういった会議が開かれたということです。

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） では、野菜栽培について、どのようなものが要るかとかいう説明の場であったということよろしいでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 谷村理事長。

○理事長（谷村 幸雄君） そのとおりです。

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 12月8日の説明会の後、給食センターから随意契約につながる業者登録を求められましたか。また、恵のほうから業者登録の希望はされましたか。

○委員長（浅田 郁雄君） 細見さん。

○理事（細見 守君） 全くなくて、まず給食センターがどの時期にどういう野菜が必要なのか、そういう話が聞きたいなという中で、要るものを農家の方に作っていただいて供給できる、そうい

う形ができたらいいのにないう、ただそういう感覚で。私も以前まで農業委員を長いことしてまして、その中で、その当時、小笠原さんのほうからいろいろそういう話があったときに、以前に、令和4年8月の産建委員会の農業者会議が開かれたときに、本日ここにおられる西本委員さんは議長としておられたんですけども、そのときに、農業者としてこういう事業をやっていますというときに、その資料として、よふどの恵ではこういうことやってるし、私実際、緑の風農場で野菜の生産、それから、京阪神の物流等々をやっている中で、そういういろいろな資料を提示した経緯があって、その話の中で、産業建設常任委員会、その他の一般会議に、何とか会議に出てくれというて小笠原さんのほうから言われて、そのときに、一般会議に農業者5名か6名で参加させていただいたときに、いろいろそういう説明はさせていただいた経緯があったので、心安いもので、学校給食にそういうものもいるのじゃないか。それより以前から、議会のほうから学校給食センターのセンター長に地元の野菜を使えという話が結構あったようで、私はその当時、白髭さんがセンター長をされとったときに、細見さんよ、何とか地元の野菜が学校給食に供給できんのかなという。それで、緑の風農場では、ネギとサツマイモ等々を、微量ですけども、納入しとった経緯があったんで、そういう心安さの中で、小笠原さんに1回そんな話を聞かせてもらえたら、また考えられるんちゃうかなという程度の話だったんですけど。

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） それでは、再度お聞きしますけども、12月8日以降も業者登録につながるような話は給食センターからは一切なかったということによろしいですね。

○委員長（浅田 郁雄君） 谷村理事長。

○理事長（谷村 幸雄君） 全くございません。といいますのは、我々から申請する段階でも全くなくて、要するに生産者を持っておりませんので、それだけの量の。そこを持たないで登録することもあり得ないという話なので、全然そういった動きはしておりませんでした。

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） それでは、最後にお尋ねしますけども、産業建設常任委員会の中の2月10日の議事録について抗議されたと伺っていますけども、どういう点が問題だったのでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 細見理事。

○理事（細見 守君） 私の個人名及びよふどの恵に対して、全く関係ないというか、なぜそこまで言われんなんのか、私、私利私欲で動いているのでは全くなくて、それをああいうような形で言われたので、自分でも大変憤慨したので、実際、森田議員と吉田議員を呼んで、あんたらこのことについてどうなんやと言うたら、いや、私の認識不足でしたということで、実際私、緑の風農場は、但馬のまほろばの株主で緑の風農場を立ち上げて、私もその株主ですし、それで、緑の風農場は社長をしてくれということで、社長を受けて、地域の農業を何とか盛り上げていこうということで、今実際、夜久野高原開発されてるあそこも、多次市長の当時から、今やったら農家の受け手があれば、耕地整理の費用が無償でできるということで、それをするために緑の風農場を立ち上げて、農地の受け手としてやってる。そこで今、ネギを栽培する。そういうあれがあって、緑の風農場で私が

やっと思ったんですけど、たまたまよふどの恵の理事でもあるんで、緑の風農場やなしに、地域に密着した形で学校給食に入れる、緑の風農場は、その時点からずっと野菜の納入を、数がしれてるんで、どっちでもええんやけど、それやったらまだ地域に密着したほうがええかないうことで、よふどの恵でも1回説明してもらって、それを地域で取り組むかいう。産業建設常任委員会で、一般会議で呼ばれたときにも、よふどの恵では、キュウリの栽培とか野沢菜の栽培していただいたやつを京阪神に販売してますよという説明も、令和4年8月の産建委員会の一般会議のときには説明させてもらった経緯があったんで、その辺りがみんなぐちゃぐちゃになって、細見イコール個人で金もうけやっというやつに吉田さんが拡大解釈されて、ああいう形で、私は何も知らなんだんですけど、議事録を見せていただいたときに、何でわしの名前、こんなとこに出とんや、何でよふどの恵出とんや、まして、私利私欲で動いとるという考え方うんか、あれされとるいうことで、個人的にごっつ憤慨して、もしあれやったら1回、細見守がどんな人間やいうことを確認してからもの言わんかいうて、吉田さんには言いました。また、その時点で大変申し訳なかったいうのは言っていたので、その謝罪をちゃんと口頭やなしに文書でくださいいうて、吉田さんからは文書でいただきました。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 嵯峨山と申します。よろしくをお願いします。

これまで第1回目からの倫理審査会の中で、よふどの恵さんというのは、自治協の組織の中からできてきたというようなこともお伺いしておるんですが、改めてよふどの恵さんというのは、自治協との関係というのはどういう関係なのかお伺いしたいと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 理事長。

○理事長（谷村 幸雄君） よふどの恵は、与布土地域自治協議会の中の農業振興と観光という一つのプロジェクトがあるんですけども、これが与布土地域の中の非常に大きな課題であるということで、ここを重点的に取り組む中で、法人化をしていこうという動きになりまして、県の補助とか、そういった指導をいただいて法人化をしていったわけです。いったら、親会社が与布土地域自治協議会で、そこから生まれた子会社と、やってる内容は、自治協の活動を全面的に受けて活動している、そういう団体でございます。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 議員が同席されたということで、藤本議員の同席ということでありましたけれども、藤本議員も地元の自治協に対しては結構協力的でやられてるというようなことでお伺いしておるんですが、その会議に同席したというのは、議員の立場、それと、自治協といいますか、よふどの恵の一員として参加されたのか、どういうことやったんかなということでごっつお伺いしたいと思いますけど。

○委員長（浅田 郁雄君） 理事長。

○理事長（谷村 幸雄君） もともとをただせば、当時、秋にフォーラムが開催されまして、そのフォーラムに私も議員も参加してたと思うんですけども、そこで給食センターへの納入の話が出まし

て、そこでよふどの恵というのが出たんです。私もその話を聞いていて、こんなことは事前に何もそんな話もしてないし、どういうことなのかなというふうに疑念を持ったんですけれども、市が発表しておられるんで、この場で、そんなことわしは聞いとらんぞというようなことを言う発言もなかなかしにくいということで、これは追ってそういった問合せもしたりしようということを考えて中で、そこからスタートしておるんですけども、当時、議員もその席におったわけなんで、お話しする機会があったんです。こういうことがあったんで、よふどの恵としては、この内容について、また市のほうに説明を求めると、後日求めるというようなことを話をしました。実際に日程が12月8日に決まって、その過程の中で、そういった連絡は、12月8日に決まったよという話は私のほうからいたしました。ちょうどそういった、藤本議員自体は与布土の自治協議会、発足当時からずっとそういった部会の活動のリーダーとして私どもと一緒に動いてきたわけで、実際によふどの恵の、いわば株主のことを一般社団法人では社員というんですけども、一応、社員にもなってもらってますし、そういう話をしました。当日、別に呼んだわけでもないんですけども、説明会が開かれるんでということでたまたま来られた、傍聴に来られたというところではあります。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 先ほど来から、12月8日については説明会ということでお伺い、当局もそういうふうなことで説明を聞いております。そこに議員がいてたということは何ら問題はないというふうに思っておるんですけども、先ほど言われました、まちづくりフォーラムについて、よふどの恵さんというのが出てきたということで、そういう名前が出たというのは、当初から当局とよふどの恵さんとがやり取りをしている中でそうしたんちゃうかという議員もいます。その辺、事前に協議をされてずっとやってきたと、ずっと問題にしてた議員が、いつかの場面でよふどの恵さんは関係ないんやと、要は議員さんだけが悪いんやと、こういうふうな結論で言ったと思うんですけども、実際は、そこに出席していた議員が悪いというふうになれば、当然ながらよふどの恵さんがそれまでやってきたことも悪いというふうにならなおかしいんですよ。ところが、よふどの恵さんは問題ない、出てる議員だけが悪いという、こういう判断はあり得ないというふうに私は思っておりますけれども、その辺、第1回の審査会でそういう結論も出されたんですけど、その辺について、何か感想とか何かありましたらちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 細見理事。

○理事（細見 守君） フォーラムの関係というのは、私もちょっとよう行かなんだんですけども、たまたまそれまでの令和4年8月の産建委員、その席でたまたま私が出した資料が、会議に挑むのに何もなしで口で説明するのはどうかなと思って、わざわざ、よふどの恵ではこんなことやってますよ。緑の風農場のほうは出さんと、よふどの恵ではこういうことやってますよ、野菜の仲介とかそんなことやってますよという資料を産建委員会に出したのが、それがだんだん拡大というか、そういうのにして動いて、フォーラムによふどの恵いう名前やら、細見はそのときは出てなかったんですけど、フォーラムにそこが利用されたのかな。だから、あの資料を出さなったらよかったんやけど、よふどの恵で出すのか、緑の風で出すのか。私としては地元が与布土なもんで、緑の風農場や

なしによふどの、この資料を出したのは、事務局からもらったやつを、こんなんがあるで、よふどの恵の活動、あれをちょっと書けやいうて、それによふどの恵いう、1か所だけ書いてあったんで、それが拡大解釈されて動き出したんかなというのが思ったんで、後からフォーラムでよふどの恵という名前が出とったとか、何かあったということで、何でよふどの恵が出たんやいうて理事からも言われて、そーいや産建委員会にわし、一般会議によふどの恵という資料、わし出したでいうて、緑の風農場の話やら、よふどの恵の話やら、いろいろそこではしたけど、それに印刷したのはよふどの恵の紙を出しただけなんで、実際そのとき出られとった委員さん、私まだ今も名簿もあるし、そのときに出られてた方の名前もあって、今日もこの会に挑むのに、その方たちおられるんかなと思ったら、西本議員、そのときは議長やったんで、西本さんだけがおられて、ほかの方は誰もおられなかったんで、産建委員会の一般会議で、朝来市の農業をどうしていくかという、その会議を開かれたときに、たまたま私が小笠原さんから、細見さん、あんたその会議に挑んでや言われて、その呼びかけがあって、ほんなら出させてもらいます。今度は西本議長から要請があって、日付が書いた案内が来て、いついつ参加してくださいと言われて出た。そのときに、何か会議に出す資料を出そうかいうて、その当時、小笠原さんが事務局におられたので、以前は農業委員の事務局に小笠原さんがおられて、その当時からずっと小笠原さんとはいろいろそういうあれがあったんで、話してきた中で、今回の産建委員会の農業者の会議、議会から朝来市の農業を何とかせえいうてずっと言われとるんで、1回、どういようにしたらええかいう意見を出してほしいいうことで呼びかけられて、私はその席で出した。それがたまたまよふどの恵。それから、今、嵯峨山さん言われたように、なぜよふどの恵がそこへ出てきたんやと言われたら、それは私がたまたま出した。理事長も何も知らなんだ。何でそのよふどの恵をフォーラムで言われたんやいうて、その辺がちょっとこうばつと走り出したところがあったんかなというのは、ちょっと私も感じてました。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 関です。よろしくお願いします。

今のお話でしたら、フォーラムで突然名前が出てきて、すごく驚いたというお話だったんですけども、それまでに細見理事が資料を提出してこられたやつが出されてしまったのかなというお話だったんですけども、よふどの恵さんとしては、中間事業的に何かそういう成功したという事例もあったんでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 理事長。

○理事長（谷村 幸雄君） 中間業者というか、我々、先ほども言いましたけど、地域商社というような位置づけでもって事業をやっとる中で、たまたま地元の野菜を何とか売っていきたいという中で、一つの取組として、緑の風農場のほうにカット野菜とか漬物とか、そういうお話をいただいて、一部そういった取組はしております。これも生産者を広げるべくやっておったんですが、なかなかちょっと広がらないというジレンマを持ちながら、そういった路線というのはもっと伸ばしていきたいということはずっと考えてはおりました。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） お野菜ということを理事長からお話いただいたんですけど、私も恵さんのホームページをちょっと拝見させていただいて、その中でお米を販売されているようなことを書かれてたと思うんですけども、お米は仲介ではなく恵さんのほうで売っておられるんですか。

○委員長（浅田 郁雄君） 理事長。

○理事長（谷村 幸雄君） お米につきましては、地域の遊休農地がありまして、そこを何とか管理してもらえかなというところがありまして、そこをよふどの恵として。以前は与布土自治協で取り組んでおったんです、それをそのままよふどの恵が請け負いまして、生産、販売、ほとんどJ A、それと、一部はまほろばさんのほうでコウノトリ米として売っております。それ以外はやっておりません。普通の生産者さんのお米を購入して、それをまた転売するというようなところまではやっておりません。

○委員長（浅田 郁雄君） 細見理事。

○理事（細見 守君） 今、関さん言われてたように、よふどの恵では、地元の農家の皆様にキュウリとか野沢菜とか、そういうものを作っていたやつを、緑の風農場が京阪神に販売してます。今既に緑の風農場では、キューピーの丸ごと 100%子会社なんやけど、阪神デリカフーズの伊丹、綾部、そこら辺りでカット野菜とかそういうなんで、こんなものが欲しい。コープこうべと同じような組織が、奈良では、ヨシケイ奈良いう形でやってます。そこにも野菜の販売。結構、朝来市内でも生野の方とか和田山の方、朝来、それから峰山、丹後、そちらからも野菜を緑の風農場が経由して、京阪神に販売してるので、本当はそれをよふどの恵で、地域でもっともっと農家の皆さんに広げて、販売先を広げたいというのが今、私の中では思いがあって、実際今も京阪神のほうから、こんな野菜をこの時期にこれだけいう注文が来よんやけど、それすら、もう今こんだけぐちゃぐちゃもめとんやったらよそするかいうて、朝来市内やなしに峰山とか丹後のほうから集めるんやったら何の問題もないんで、緑の風農場はもうそっちから集めるかいうて、今も1週間に、万願寺唐辛子やったら500キロとか、それだけ、ここからこの時期の間に供給してくださいいう、そういういろんなあれが来よんやけど、今、議会でぐちゃぐちゃ言われとうし、こんなことやっとならんわいうて、もう私としては、朝来市内やなしに、峠を越したらすぐ但東やあっちのほうがあるんで、向こう結構野菜作られとるんで、そちらから今もう既にキャベツ、それからカボチャ、サツマイモ、そういうものみんな向こうのほうが多いんですわ、実際。まほろばに出される方にも、まほろばに売れん分は京阪神に流したり、緑の風農場がそっち。まほろばと緑の風農場は一体なんで、どっちに流そうと商品は流れていくんやけども、そういう形で、まほろばの産直の会員さんにも野菜作ってえや、まほろばで売れんかったら京阪神に流すでいうあれはずっとやっとなんですけどね、まだまだ言われる供給量にこっちは足らんので、何とかそれをもっと広げていきたいというのが、そういう意味でも農林振興課で若手の新規就農者とか農業者に、1回集めて、こういう野菜を作ってくれやいう話ができんかというのを、これまでも投げてはおるけど、今、議会でいろいろ言われとうでもうやめよういうて。私の中では逆にもうこんなこと取り組まんと、朝来市外からやるほうがええんちゃうかいう思いで今動いてます。それがもうほんまのぶっちゃけたところです。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） 今、すごい残念なお気持ちを聞かせてもらったんですけれども、もし供給量が、給食センターが言われる量を集めて提供できるのであれば、この事業はやろうと思っておられましたか。こういうことがなければ。

○委員長（浅田 郁雄君） 理事長。

○理事長（谷村 幸雄君） 給食センターがどのぐらいの物量で動いているのかというのは確認できたら、それを我々は生産者を募集して、それだけの量を作ることをまず考えないといけない。生産者がある程度確保できましたら、そういう事業に取り組んでもいいなという気持ちは当然ございます。ただ、1点ちょっと気になるところが、これが果たして事業として成り立つのかというところなんです。当然ながら、法人が受けるわけですから、それなりの供給責任というのは負わないといけない。そうすると、品質、量、ある程度確保しないといけないとすると、生産者がいっぱいおる中で、それを一旦受け入れて、ある意味チェックをせないかん。定期的にこの人は大丈夫かなということもせないかん。納める限りは若干倉庫も要るでしょう。倉庫、私どもも持っておりませんし、自治協自体には倉庫がありますので、そこの折衝もせないかん。倉庫管理もせないかん。電気代要りますわね。納入するに当たって、人件費が当然発生してきます。販売価格からどのぐらいの上前を私もいただいて、それで事業が成り立つかどうかというのも考えていかないかんところがあるので、結構ハードルは高いと思うんです。ということで、前向きには考えつつあるんですけども、そういうことも検討していかないかんところですが、ちょっと今回の段階でそういう話は据置きになっております。

○委員長（浅田 郁雄君） 奥理事。

○理事（奥 敏夫君） 今の質問にちょっと重複すると思うんですけども、私、12月8日の学校給食食材についての情報をいただきたいと思って、委員でもありますし、理事でもありますし、なお、自家野菜からちょっと毛の生えたような野菜作りをしておるものがございますが、どういうふうな説明があるのかなと思って参加しました。ところが、給食センターのほうからは、野菜の種類とか規格、それから市内産の供給率などのお話を聞かせていただいて、その説明を聞いた中で、これは私ども地域の農家にこれをつないでいくことは無理であるなど、このように感じたんですけども、それは、学校給食センターでは、調理効率を本当に求めておられる。それから、それに伴うためには機械化で調理するというようなことでして、サイズとか形状、特に形状などについては一定のものを求めるということがセンターのほうからの説明もありましたし、それから、供給量、あるいは供給スケジュールなどもなかなか難しいので、これはとても学校給食用の野菜を供給することは無理や、また、それを農家に作りませんかということも私は無理だなど、このように感じて帰りました。そのようなことで、その後、問題になったりして、これは頓挫してますし、仮に求めてもらっても、なかなかそれを生産するということは無理があるなど、このように感じてます。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 細見理事。

○理事（細見 守君） 今、奥理事が言われたように、あくまでもほかに販売先があって、その中からピックアップして納めるということやったらできるんですけども、ただ、皆さんに作ってもらったやつを、余ったらどないしようというて、そんなあれができないんで、まず最初に作ったものが売れる先をしっかりと確保してから作ってもらって、その中から供給する。以外は販売できる。そういう2本立てでいかなんだら、学校給食オンリーで野菜を作って、とてもやないけど、そんなもん無理やいうのも初めから分かってたので、逆に私は、緑の風農場で余ったものを、もしあれやったら販売するルートも確保しておけば、皆さんに作ってもらって、学校給食が要る分は納めて、意外は出せる、そういう処理する先をしっかりと持つかんと。先ほども言うたように、カット野菜、漬物屋さん、割とB級品でも取ってくれるんですわ。そやけど学校給食は、キュウリは真っすぐやなかったらあかんいう、そういうあれ。今、実際キュウリを京阪神に出してるやつなんかやったら、Cになっても指3本以内のCやたらいいんですわ。こういう曲がりやたらオーケーなんよ。そういうB級品も販売できるどころ、A級品しか取らんところでは、とても事業として成り立たんいうのは私も常々思ってるので、そういう先を確保して行って、A級品はヨシケイさん、B級品は加工屋さんというように売り分けて今も出荷している状態なので、そういう中で学校給食のほうも何ぼか手当てできるのかなぐらいな気持ちで、もしあれやたら説明に来てくれへんかいうぐらいの話やったんで、そこへたまたま私も実際、藤本議員さんおられるんか、会議をするいうときにたまたま同じ自治協の事務所におられて、今日何があるんいうて、こんなんがあるいうたら、私、オブザーバーで聞かせてもらおういうような感じでぼろっと入られて、一言の発言もなく一番後ろのほうの席にちょっと座られて、聞くだけ聞いておられただけなんやけどね。それがいろいろあれになって、逆によふどの恵が、藤本議員がおったことによってこんなことになったんかなという、最初はそんな思いがあって、今、嵯峨山さん言われたように、最初によふどの誰が黒で白でと、それやったら誰も白やねえか、私ら何をしたんやいうて、何にも悪いことも何にもしとれへんの、わしら黒やいうんやたらとことんまでやるでという気持ちで、私は今日も臨んでます。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 改めてお伺いいたしますけども、現在は登録もされてませんし、例えば、12月8日で登録したとしても、すぐに野菜が納入できるというような状態でもないということだったというふうにお伺いしておるんですけど、それでよろしいでしょうか。

あと、議員の中には、先ほどお答えいただきましたけども、ふぞろいの野菜の納入を要望したとか、当局に対して。あるいは、市外品の購入時期がどうなんだということで、当局のほうから資料を要求して、一つの団体に対して便宜を図ってるという、こういうふうなことを、これは議事録を読んでいただいたらそういうふうになっております。こういう解釈の中で、先ほどからずっと言われてますように、よふどの恵さんがこの地域を盛り上げて、農業を盛り上げて、何とか役に立ちたいという前向きな姿勢を、プレーキをかけてしまったという、こういう非常に残念な、我々議会も判断したなというふうにとちょっと反省しておるんですけども、そういった、先ほどから言ってお

りますが、再度お伺いしますけど、そういう当局とのやり取りなり、そういう事実はまだ全くないということによろしいですね。

○理事（細見 守君） 全くありません。そういうことは全くないんで、逆にもっとアンテナをしっかり張って、地域のことを見た上で議会活動をしていただきたいというのがほんまの思いです。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに。

西本委員。

○委員（西本 英輔君） お疲れさまです。西本です。

この当局との勉強会といいますか、説明会といいますか、会議といいますか有的时候に、当局側から給食センターの納入があつて、どんな野菜がどんな時期に要るかとか、そういった話であつたのかなと思うんですけども、この一連の納入先を決めていきたいというような話だと思うんですけど、給食センターとか当局側からすると、中間事業者というか。この中間事業者というものは、市内で1者だけあつて、そこから給食センターにという一連の中の中間事業者というものが欲しいんだというような説明だったのか、いやいやそうではなくて、今現在も、各小規模事業者といいますか、各個人農家さん登録して、今、給食センターに納入してると思うんですけども、そういったものと同じように登録というものが必要であつてというような内容であつたのか。

○委員長（浅田 郁雄君） 細見理事。

○理事（細見 守君） 全くそういう、納入云々いう次元以前の問題として、学校給食センターではどの時期にどういうもの、実際今、納められてる方の部分をうちが手を出さうという気は全くなくて、学校給食で端境期、最初に白髭さんが言われとつたのは、朝来市内の野菜をもっと使えと言われとるんで、今入ってる部分はええから、端境期に何とか地域で野菜が作れんかない話がずっと以前からあつとつたんで、その端境期に何がどれだけの量必要なのかということが聞きたい。納入業者云々にせえとか、そんな次元の話じゃなくて、学校給食センターが端境期にこういうものを作ってもらったら、うちは頂きたいんやけどぐらひの話を、その端境期がいつで、どのぐらひの量が必要なのかいうことを聞かせてほしいいうのを1回説明してえやいう、ただそれだけがごっつい契約や何やとそんなことになつて、何が契約なんや、こんなもん全くないでいうて。ただ、学校給食センターが必要なものを聞かせてほしいいう、ただそれだけの話が、ごっつい話になつちやつるので、全然話がごっつい拡大になつちやつてるないのを感じてます。

○委員長（浅田 郁雄君） 西本委員。

○委員（西本 英輔君） ということは、今回この産健委員会等々でフロー図なんかも示されてたわけですけども、そこまでの話でもなくて、登録とか云々の話でもなくて、そもそもどんなものが給食で使われてるとか、そういった類いの話であつたという、そういった説明会であつたということによろしいですかね。

○委員長（浅田 郁雄君） 理事長。

○理事長（谷村 幸雄君） 今、回答したとおりになんですけども、そもそも中間業者という位置に入るといふこと自体が、地域商社と同じ位置づけではあるんですけども、我々が取り組んでおつた

のは、与布土地域だけだったんです。与布土地域だけだったんですけど、なかなか栽培業者が出てこないという中で、一つの課題として、朝来市の中には農業研修生というのがかなり来てもらって、移住もしてくれてます。その辺の話を聞くと、非常に農業だけで自立していくのは厳しいという話を聞いておったんです。だったら、そういう人たちの野菜を売って行ってやれば、幾ばくかの生計のもとになるということで、そういう面での朝来市内への展開というものは、一つの考えとしてはあったんです。ただ、やっておったのは、取りあえずは与布土地域の中、その中に給食センターの話がぽんと出たものですから、じゃあ物量はどうなるのというところを聞かんと話が前にいかんということでしたんですけども、割方その辺の門戸を開放してもらえないといいますか、データを持たれてないというのか、出したらいけないのかどうか分からないんですけども、普通、買いたい側というのは、自分たちに都合のいいものを入れてもらうためにもっと情報を開示するんですけど、それがあまりないものですから、入るほうも入っていきにくいと思うんです。そういうものを私たちは求めて、そういった説明会を求めたということです。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに。

ちょっといいですか。実習生というか研修生の野菜を、今ちょっと言葉が出たんですけども、実習されてる方というのは、やっぱり野菜作りが下手だということでもいいんですかね。ちょっとそれを聞きたいんですけど。

○理事長（谷村 幸雄君） 下手といたらちょっと語弊があるんですけど、それぞれ思いがあるんですね。自分はこういう野菜を作りたいというのが。自然農法をやりたい、有機農法をやりたいとか。特別なこういう、あまり市場に動いていないけども小さな市場があるとか、そういったものに特化してやりたいとか、いろんな考えがありまして、なかなかつながりというのができにくい状況にあるというふうに聞いとるんです。一部、販売とかするとき、皆さん寄って販売なんかされておるんですけど、じゃあそんなまとまった中でこんな野菜をみんなで作ってみようか、勉強してみようかとか、そういうことがあまりないんじゃないかなという気がしておるんです。そういうものができれば、給食センターへの食材の提供なんかもしやすいかなとは思いますが、そういう意味で、我々もそういった子たちの話を聞きながら、そういったものを何とか求めていけたらなというふうな思いは持っております。

○委員長（浅田 郁雄君） 給食センターに朝来市の農業をやってる方が協力しようというのは、今聞いて物すごく分かったんです。農業をやっておられるので、あくまで朝来市の子供たちのために何か手助けができないかなということで始められたと思うんですけど、まず最初に説明会を聞くという段階のことを今ちょっとやってると思うんです。だから、この説明会に、給食センターがどういう状態なのか、どういうシステムになっているのかというのを、給食センターで聞きたいという説明会を求めたと思うんですけど、そういうことでよろしいんですね。この説明会を求めたということとは。

○理事長（谷村 幸雄君） そのとおりです。

○委員長（浅田 郁雄君） そのときに、僕の思いなんですけど、例えば、いいものを出すというの

は阪神間のほうに出すと。B級だったら漬物屋さんに出すとさっき言われたんです、わざわざ。B級のほうをできれば使ってもらえんかという意味の思いがあつてこの説明会をされたんでしょうか。

○理事（細見 守君） そうやなくて、どの時期に何が要るのかというのが聞きたい。今実際、緑の風農場には登録業者としてファクスが来ます。それは、半月ごとに、今やったら3月1日から15日の間にこれの野菜が必要なんで、それに見合う供給ができるかどうか、そこに数字と、入れる金額を書いて、ファクスを流す。それが給食センターに行って、給食センターがずっとピックアップして、安いところから買われていく。それで、注文が来て初めて成立なんですよ。今、緑の風農場はネギとサツマイモは供給しとるんやけど、そんなもん来るか来んかも分からへんし、それ待って、当てとって、来んかったら流れちゃう。それは必ず京阪神にはずっと出しとるんで、B級品とかそんな、先ほど奥さん言われたように、B級品は取ってもらえませんが、押し込もうという気もないし、あくまでも登録業者になったらファクスが来て、半月後の献立が決まって、それに供給する野菜を、このときにはこれとこれ、本当は要るやつを資料としていただいて、それを供給できる形ができんかなというあれだっただけで、供給するための説明とかそんなんやなしに、ただ、何が要るんや、端境期に何が要るんやいう、実際、地元で野菜がないときに市場から買うやつをこっちで手当てできるんやったらしてほしいという、白髭さんの最初の思いがそれやったんで、今間に合つるところを作ってくれはないんやいうて、ない時期に地元で何とかできんかな、それが何なんかということが本当は知りたい。それと量、実際、学校給食で使われる野菜の量いうたら、農家の方が作りかけたら、今やったら一般の農家の方が家庭菜園のちょっと延長した状態で作られとるやつを、ファクスが来て、納められとるぐらいで事足りとんやから、事業としてはとてもやないけどならんというのは最初から思ってた。ただ、そういう学校給食にもよふどの恵が関わってますよというのができたらええかない、そういう感じの形で。金額にしてみたって、そんなものとても収益が上がって、それで組織として成り立つ金額ではないですわ。たとえ1割手数料をもらったって、それにかかる事務経費云々からしよつたら、よふどの恵でそんなもん。ただ、要はよふどの恵そのものが一般社団法人で、利益が出たって配当も何もない組織なので、最終的に解散するときは上部団体に寄附いう、与布土の自治協に、解散するんやったら収益、余つとる金があるんやったらそこへ上げるだけであつて、要は地域の中でいろんなことを、ボランティアに毛の生えたことでやってるのがよふどの恵という組織なんで、これが営利目的の事業とかそんなんやないんで、まだそれやったら緑の風農場はしっかり社員雇って、収益上げて、払っていかな。そやから、京阪神に売り先を求めなんたら、学校給食のほうをさせとつたんでは合わんでいうて、よふどの恵でしたらいうて投げただけなんですけどね。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） よく分かったのは、とにかく今聞いた部分で、よふどの恵さんは利益本位で説明会を受けたということではないということですね。それでよろしいですね。

僕も商売人なので、利益を求めるのが一番なんです。それは当たり前のことなんです。だけど、結構ロスの部分があると思うんですけど、それを供給したり、何か使ってもらえませんか、利益な

していいですというお考えは、今後、何かあるでしょうか。そこを聞かせてください。

○理事長（谷村 幸雄君） その辺も一つこの取組の障害になってくると思うんです。当然、我々と栽培してくれとる人との契約になるわけですから、ある程度、年間このぐらい作ってくださいよという話をします。やっぱり天候に左右されますので、できないときもあるし、でき過ぎるときもある。でき過ぎるときにどうしてくれるんやという話に当然なろうかと思うんですね。だったらその辺のところも、我々はある程度さばけるルートを持つとかないと、それはもう受け取りませんということになると、やっぱり生産の継続性という問題になると、あそこはということになってくるんですね。元のデータがしっかりしとかないと誤差が大きくてということになるので、そういう情報が欲しいということになります。

○委員長（浅田 郁雄君） 今言われたので大変よく分かります。僕もロスが出ると、そのロスを捨てるが大変生産者としては嫌です。これは当たり前なことなので。ただ、たくさんできたときにははける部分をというのをさっき言われたんですけど、はける部分を、動線を持つとればいいんですけど、その拡大の一環の中の一つとして学校給食というものを考えてみてはどうかという、ちょっとどこか頭の隅にあったから、説明会を1回受けたいという気持ちで受けたということでもいいんですか。受け取って。

○理事長（谷村 幸雄君） まず先に、そっちの話よりも生産者を確保するというのが先だったんです。生産者を確保するためにどれだけのものが動くのかということ。そうしないと、生産者に対して説明もできないし、いい話を持っていってもなかなか振り向いてくれない状況があるので。あくまで生産者が優先です。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかにございませんか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 先ほどからずっと答弁といいますかお答え聞いておまして、事情はよくよく理解したつもりであります。私、先ほども言いましたように、そうした説明を受けるという場に議員がオブザーバーでも一緒に説明を聞いて、やはり何らかのアクションを起こそうとするのは、これは当たり前なことだと私は思ってて、議員がいてるから、その場が契約やったかどうかやめたかというところに焦点が当たっておりますので、今回、これちょっと私の意見になってしまいうんで、質疑にならんかも分かりません、申し訳ないんですけど、これは当たり前なことだと思っております。先ほどB級品でも受け入れてくれるとか、C級品でも受け入れてくれんかと相談がありましたら、私らは給食センターに行って、何とかしたってくれやと、こういう動きをするのが、僕は議員として当たり前かなというふうになんかちょっと思っておるんで。こうした我々、契約やったのかどうやったかということによふどの恵さんには大変御迷惑をおかけしたとは思いうんですけれども、今後ともいろいろと御意見をいただけたらなというふうには思いうんですけど、どうですか。議会に対して、信頼を損なうようなことじゃなくて、信頼してまたいろいろと関係を持っていただければというふうには思いうんですけど、どう思われますか。

○委員長（浅田 郁雄君） 細見理事。

○理事（細見 守君） 今、嵯峨山さん言われたように、全くものがあって、契約をするために、売り込むためにいう説明でも何でもなく、もし取り組むとしたら、何が必要なのかという、まだ作付をする、作る前の段階で、必要なものがあるんかないんかいう、ただ説明の中での話やったんで。これが緑の風農場でやとったいうんやったら、実際、登録業者になって納めとるんやけど、それにしたってネギとサツマイモぐらいしか、緑の風では栽培してないんで、あとは逆に地元の農家さんから集めた野菜は、全て京阪神に流れてる状況なので、これを逆に学校給食に出すいうたって、もしそのときに農家から出てくるか出てこんか分からんのに、そんなもん見積りも金額も出されへん。緑の風農場としては、学校給食には仲介した分は全く出てないです。自分とこで作ってるネギとサツマイモがあれば出荷してる状態なんで。よふどの恵なんかやったら、何にも手元に、野菜もものもない状態で、何が必要なのか、何が要るんやいうのを聞かせてほしいいうだけなんで。契約とか何の根拠があって、これを使えとか、そんな話でもないし、ものもないのに。ただ、1回どんなものが必要なんかに聞かせてほしいいうだけの会議やった。私もそのつもりで小笠原さんをお願いした経緯があります。そのときは、ちょうど産業課におられたんで。

○委員長（浅田 郁雄君） 奥理事。

○理事（奥 敏夫君） 私が勉強会で感じたこと、先ほど結果的に無理やということを申し上げたんですけど、給食センターが求める条件に満たそう思えば、一品大量生産、それから、本当に朝来市内でも竹田、生野、和田山、山東とか、それぞれ一品、準特産地的な、量産でもって要望に応えられると。でないと、個々の小さな農家に作ってくれませんかいうのは、本当に物流の、いわゆる供給元をしっかりと、いろんな京阪神の供給元をきちっとつくっておいて、物流体制がしっかりしてこそそういう不良品いうのか、B級、A級、いろいろと仕分けして出せるんですけども、学校給食センターのほうに納めるには、特産的な、和田山ではジャガイモ、あるいは山東でニンジンとか、そういう大量生産をして、学校給食には応じられる。それから、余って、あるいはB級品は京阪神のほうに物流網を通じて出すというふうな仕組みはつくられてこそ地産地消の拡大につながるん違うかなと、このように思ってます。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに質疑がないようでしたら、これで質疑を終わりたいと思います。よろしいですか。

今日は本当に、よふどの恵さんにおかれましては、大変お忙しいところどうもありがとうございました。

暫時休憩します。

午前 10 時 21 分休憩

午前 10 時 34 分再開

○委員長（浅田 郁雄君） 休憩前に引き続き審査会を再開します。

これから、審査対象議員であります藤本邦彦議員に出席いただいております。

質疑を先にしようか迷ったのですが、弁明のほうを藤本議員さんよりお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議員（藤本 邦彦君） 質疑を受けてからというふうに思ってたので、ちょっと意外だったんですけど、弁明のほう長くなると思いますけども、よろしく願いいたします。

まず、今日、弁明4点させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず1点目ですけども、先ほどよふどの恵さんの聞き取り、意見表明ありました。非常に私自身、心の痛むお話でありました。よふどの恵さんもお話を聞いてよく分かったと思うんですけども、私ももう15年以上、自治協議会でずっと一緒に活動してきた方々なので、私自身まだまだ若かったんですけども、自治協議会の中で育てていただいて、今こういう仕事に就いておるといふことで、本当に自治協議会というのは、僕にとって人生の中で非常に重要な地域住民、地域の市民、その中で自分自身が活躍していきたいという、そういう思いを育んだ場所であります。

その中で、自治協議会から地域の農業を何とかしていこうという熱い思いで法人設立までに至った結晶ですよ、自治協議会の努力の結晶であるよふどの恵、私はやっぱりよふどの恵さんの活動を全面的に、それはもう人生をかけて支援していきたいという思いであります、私個人は。そういったよふどの恵さんの活動が非常に今やりにくくなってしまったという言葉聞いて本当につらい思いであります。それが本音です。

聞いていただいたとおり、よふどの恵さん、私利私欲でやってるわけではないし、地域のために一生懸命されてる。私もそうですけども、よふどの恵に関わっておられる方、与布土自治協に関わっておられる方、皆さん、私利私欲とかじゃなくて、地域のために、地域を守っていくために、将来につなげていくために一生懸命活動されている市民の皆さんです。まずそこです。12月8日にしても、この間の農林振興、農業やってたら農林振興課と関わりありますよ、それは。農林振興課に助けを求めることも、アドバイスを求めることもありますし、そういう中で農林振興課さんは、やっぱりよふどの恵とか、与布土地域にすごい期待をかけてるんですね。やっぱり朝来市の農業のこういう問題を、何ていうかな、解決に向けて引っ張っていく、そういう理想的なリーダーだといふふうな、そういう位置づけであるからこそ、今回、フォーラムにしても、よふどの恵、与布土自治協を紹介されたんだと思います。それだけすごいやっぱり熱い思いを持って、農業を守っていこう、地域を守っていこうという熱い思いを持って活動されている市民の、朝来市の中のトップリーダーといふふうに思ってます。そんなよふどの恵さんであるということが分かりましたよね、今日の聞き取りで。

もう一つ、農林振興課も、やっぱりそれは地域の農業を何とかしようと思って一生懸命されてるわけですね。そういう中で、先ほど申しましたように、与布土自治協とか、与布土自治協からよふどの恵さん、法人設立、立ち上げの間もずっとやっぱり相談しながら、それぞれやり取りしながら、それこそやっぱり自治協議会からこういった法人を設立していった、自立に向けて、地域の自立に向けてやっていこうというこの動きは、これは朝来市の行政サイドの願いといふか望みでもあったわけですし、そういうアドバイスなんかも受けてこれはやられてきたことです。朝来市が進もうと

するその先導役を、この与布土地域はやってきた、そういうふうにも自負してます。その中での農林振興課さんも、やっぱり与布土を当然応援もするし、アドバイスも受けるし、農林振興課から、逆に現場の市民の活動としてどういったものかという相談もするでしょうし、そういう総合的なやり取りは当然あります。

そういう中で、今回、給食センター、給食については、審査会の2日目でも明らかになりましたように、給食の地産地消って非常に難しい。今現在 15%という数字が言われてましたけども、それは、昨年度においては、その前の年よりも落ちた、減少したということで、目標はたしか 40%、45%を目標にしてるはずですけども、そういう地産地消の率はなかなか上げることができない。お米に関しては 100%近い数字が出てますけども、野菜についてはなかなか進まないという、センターとしてもそういった悩みをずっと抱えております。この朝来市全体の悩みです、それは。そこを何とかしていく、やっぱり一番ネックになっているのは、給食用に提供できるような生産物がないということなんです。昔のことを思い出せば、地元で小学校があって、その小学校で自校式の給食があった頃って、結構、地産地消の率とか地元産農産物を使っている率、高かったんですよ、どこの学校もね。地元から野菜が集まってきて、そういうふるさとの野菜、食材がふんだんに使われる給食があった。しかし、これが給食センター一元化という状態の中で非常に難しくなった。一気に数字が下がった。農家にとっても、学校給食というのは非常に遠い存在になってしまったということはあると思います。だから、要するに、今現在、地元産の農産物を使う、地産地消を給食で実現するということが非常に難しいという現実がまず大前提としてあるわけですよ。そこをみんなで争って競争してるわけじゃないんですよ。うちも入れてくれ、うちも入れてくれといって、ほんならちょっと入札かけましようかいうてね、そんな状態じゃないでしょう。全然作れてないんですよ。子供たちに地元の安心・安全な食材を作って、それを提供しよう。全国でそういう動きになってます。国もそうしなさいというふうに言ってます。でも、朝来市は全然それが進めれてない状況があるわけね。それを何とかしようというふうにも与布土で取り組もうとしたということですね。給食センターもそこを何とかしようと思って、給食センターとしては、地元産の野菜を給食に使おうという、そういう思いで取り組んでいる。

最後に私ですけども、私はそうやって説明しましたように、自治協議会でずっと活動してきて、地域のため、子供たちのためにいいことをという中で、お母さん方から、何でこんな田舎の小学校やのに、地元の安心・安全な農作物が給食に出ないの、おかしいやんという声をたくさん聞いている。そのとおりですよ。その中で、議会に入ってからいろいろ勉強させてもらいました。文教の委員会なんかでもいろいろ勉強して、いろんな問題があるんだなという。その中でやっぱり何とか地元で給食用の安心・安全な野菜を作って、子供たちに提供するという仕組みづくりをしていかないといけない。僕の役割としてはそこをやんなきゃいけないという思いを持ちました。

この4者です。結局、今回関わっているのは。よふどの恵と農林振興課、給食センター、私。この4者が、どうも結託して、談合して、何か悪意を持って、自分たちの私利私欲のために動いたかのように、議会がそういう妄想をでっち上げたんですよ、今回。それがこのてんまつ。そういう茶

番ですよ。この状況というのは、すごい地域のために、朝来市のために、子供たちのために一生懸命やっているこの4者を、みんな犯罪者扱いにしてるといふ、議会がですよ。市民の皆さんはそんなこと言ってないですよ、こんなこと言ってるのは議会ですよ。私が言いたい1点目はそういうことです。

2点目、それをいつ言い出したかというのが、これは令和5年2月10日、3月17日、両日行われた産業建設常任委員会の所管事務調査です。このことを、先ほどもよふどの恵の細見さんのほうから抗議のお言葉ありましたけども、非常にひどい委員会でした。少し議事録を読ませていただきます。

このよふどの恵というのは、僕は個人の団体やと思っているので、個人の、要は市としては全く関係ない団体やと思っています。一般社団法人で法人資格取られて、市の第三セクターでもなければ、出資法人でもない。そこを市の仕組みの中に放り込むというのは、これはちょっとまずいです。よふどの恵さんのことをこういうふうに議会の中で言われてるわけですね。

本会議である議員が言いました。今、与布土で学校給食センターと契約栽培する話が進んでいると言って、一般質問中言ったんです。このことは私のことですが、言いません。そんなことは言ったことありません。そもそも与布土で契約栽培なんかやってませんので。何かやっとなど、僕は分かりました。まさにそうなってますよ、これ。自治協というのは市の関連団体ですよ、これは、出資してますし。最初の言いがかりはうちなので、ある程度補助を出してますけど、よふどの恵にはうちは補助金出してないはずですよ。うちには全く関係ない組織です。団体がこの前会った細見さんですよ、代表。私がやってくれと言って一般会議のときに言われましたよ。云々ですね。そういう中で、まほろばが何で入れてくれないんだと言ってきますよ。自治協から全部、みんなが自治協に集約して出荷し始めたら、まほろばには出荷しなくなりますよ。JAにも山城にも村おこしセンターにもフレッシュあさごにも出荷しなくなりますよ。それを市が主導して行って、そこだけもうけて、ほかは潰したとなっちゃったら、これはちょっとまずいなと僕は思うんです。

何を言ってるんですかという、妄想ですよ、完全に。そんな事実も何にもないのに、そういうふうになりようもないのに、そもそもよふどの恵の団体について何も知らないのに、こうやって決めてつけて。こういう個人の私利私欲のための組織団体だ。朝来市農林振興課とつるんで、自分たちだけがもうけようとして、ほかのところをはじいて、JAをはじめとしてね。そうやって富を独占しようとする的なことを委員会ですべて言ってます。

こんなもん、このよふどの恵がもうかる仕組みじゃないですか、これ。それ行政が立てつけて、ほかのところをオミットしていくような仕組みになっちゃったら、これ絶対大ブーイング来ますよ、これ。もうまほろばとか、JAとか、直売所が黙ってませんよ。なぜこだけかと。ここの関係は、行政はなぜですかと。これ絶対問われますよ、これ。よふどの恵がなぜここに入ったか、どういう調整したんだって、これに議員かかってたらもう働きかけで、もう一発で政治倫理条例違反で首ですよ。それをまた本会議中に言ってるから、その議員は分かっているんですよ、名前。学校給食センターに納入してくれと、与布土のものを納入してくれと。もう既に話ができていると言って、

本会議場に言ってるんですよ。実際こうなっちゃったら、そのときはたわ言で済むかもしれないけど、今度、形になっちゃったらもう蓋然性が高過ぎて、働きかけするというか、だからもうこれ、政治倫理違反になってると思います。その議員が絶対関与してますよ。

先ほど言った本会議中に言ってますよなんですが、給食センターに納入してくれと、与布土のものを納入してくれと、もう既に話ができていると本会議中に言ってるというふうには断言してるんですけど、そんなことも言ったこともないですし、こんなうそばかりを委員会で言って、第2回政倫審で初めて出てきた資料で、この議事録読んでもうびっくりしましたけどね。こんなめっちゃくちゃなでたらめな虚偽と妄想に満ちた議論をやってる。

先ほど言いました、第1番目に言いました4者、一生懸命やってる4者が談合して、こういう仕組みをつくった、よふどの恵だけがもうけができるような仕組みをつくった。そこに議員が絡んでる。そういうことを2月10日、3月17日にもう決めつけて、それぞれの農林振興課なり、特に給食センターの職員をつるし上げにしています。もうパワハラのオンパレードです。3月17日の委員会は。

絶対このときの産建委員会、2月10日、3月17日、しっかり検証していただきたい、議会は。私自身産建委員会なので、やっぱりこれはもう絶対検証していかないといけないと。産建委員会として、絶対この責任は取らなきゃいけないというふうに思ってます。こんなでたらめなこと。この委員会こそ犯罪っちゃあ犯罪やと思いますよ、僕は。

本当によふどの恵さんにこれだけ迷惑かけて、地域の方にも御心配かけて、私自身も犯罪者扱いされてきましたけども、私はこの2月10日、3月17日の産建委員会所管事務調査こそが犯罪行為というふうに考えております。今日申し上げたかった2点目はそこです。

3点目、ちょっと長くなってしまったんで、今回の政倫審再審におきまして、初日から非常にありがたいなと思いました。法制担当の藤岡さんに、いろいろこの条例、倫理条例とか倫理審査についてのアドバイスが聞けたというのは、非常に私にとっても有意義でした。ちょっとその部分を私のほうから、もう皆さん、当然お分かりなんですけども、もう一度、ポイントを確認させてください。

議会外での不祥事に対する懲罰、補完的な機能を行わせる制度として倫理条例は位置づけられております。その前に違反事実の、もう一回ちょっと繰り返しますが、議会外の不祥事に対する懲罰、補完的な機能を行わせる制度として、どこに不祥事ありました。まず、4者の間で、12月8日も含めて、どこに不祥事があったんですか。その不祥事に対する懲罰。これが倫理条例です。違反事実の存否についての厳正な審査が求められますとともに、その際は、恣意的、主観的なものであってはならず、まして、違反事実の誤認でありますとか、誤認だらけの審査会だったと思います、第1回審査会はね。本来考慮しなければならないことを考慮せず、あるいは殊さら無視し、この辺はちょっともう今は言いません。それぞれ思い当たる部分あると思うんですけど、本来考慮しなければならないことを考慮せず、あるいは殊さら考慮すべきことを無視してきたというふうに、第1回審査会はそういうふうになっていたと思います。

ここから重要です。または、本来考慮すべきでないものを考慮し、あるいは過重に評価する。これを他事考慮と申しますけれども、この部分なかったですか。これが僕はひどかったと思います。何が目的だったんですか、これ一体。この4者をつるし上げて。実は目的は別にあったんじゃないんですか。それは市民の方から、これはただの議会の中のいじめじゃないかとか、集団リンチじゃないかというふうに、市民の方そういうふうにおっしゃってますよ。鋭いですよね、そのとおりですよ。最後、議決のときにも、本当にそのことをちゃんと考えたのか。あるいは、本来考慮すべきでないことを考慮してやったんじゃないですか。結論を出したんじゃないですかという。こういうことがありますと、結果に重大な影響を及ぼす。最も重大な結果として、治癒不可能な過失をもたらす可能性があるということでもあります。

そこをもうちょっとシビアに、それぞれ議員さん、考えていただきたい。治癒不可能ですよ。もう本当に、ここまで来たら。私個人のこともそうですけど、今日お話があった恵さんのこともそうです。そこまでのことをやっぱり臨時条例を使って。その後こういうふうになります。この倫理条例の解釈運用をめぐる確たる証拠に基づいてと申しますか、しっかりとした運用がなされていないと、いろんなやっぱり問題が今起こってるというような説明がありました。そのこともしっかり今後考えていただきたいなというふうに思います。

その後、隣の11ページのほうでも、第3条第1項第3号について、市が行う契約に関し、特定に業者に対して有利または不利な扱いをするような行為を禁止するもの。これが、今回、適用された第3号でありますけども、市が行う契約に関し、特定の業者に対して有利または不利な扱いをするような行為を禁止するものです。繰り返し述べましたけども、そういったものに当たるのかどうか。構成要件の一つは、請負契約であるとか委託契約、あるいは一般物品納入契約といったいわゆる契約の場面であるかどうか。ここはもう朝来市、前回、当局のほうからも全面的に否定されました。今日、よふどの恵さんのお話もしっかり聞きました。お話にならないです。

繰り返しになりますけど、本当に皆さん、学校給食、今、地産地消が進んでない状況の中で何とかしたい。ただ、我々はそういう農産物もないという中で、じゃあ、余った農地とか、心ある方に依頼して作ってもらって、給食用の食材を作ってもらって、それを提供できないだろうか。もうけにはならないかもしれないけども、子供たちのため、学校給食の地産地消を進めるために一肌脱ごうやないかという、そういう思いでの取組。その前に、地元産がもう既に供給されてるところはいいじゃないかと。そこじゃなしに、よそから入れざるを得ない、輸入してる、そのところに地元産を入れていかないとパーセンテージが上がらないわけですよ。何月に何をしたら地産地消率上がりますか。ちょっとその辺、今、手元に資料がないのでということだったので、前回の委員会でもちょっと出しましたけども、ああいう資料を後日作られて、頂いた。それはそういうふうに指摘されてもっともだということで、その後、ホームページで皆さんにも公開して、こういうふうに市外から、こういう月にこういうものが市外に頼ってる状況がありますので、できればそこを狙って作っていただけたら、地元で作っていただけたらというふうなことで説明が、前回の審査会でもありましたけども、そういう資料を後日頂いたということですよ。思いといたら、地産地消を高めたい

というのは、地元で競争したいということが言いたいわけじゃなくて、当たり前ですけども、競争するほどものはないんですけども、よそから入れてるところを、せっかくなので地元のものを子供たちに食べてもらいたいという、そういう思いで皆さんされてます。ちょっと長くなってみません。

要するに言いたかったのは、契約の場じゃなくて、その前のいつ何を作ったらいいの。そのための作付計画を、次の春になるまでに立てなきゃいけないんです。だからそういうところを教えてくださいよという。いつ何が必要なのかということをお聞きだけのところで、その後、契約も何も、その場でもないわけですけども、そこで、推薦や紹介、あるいは介入といったいわゆる働きかけ、これが事実行為として存在していたのかどうか。私、傍聴してて、ものをしゃべってないという話なんですけど、ものをしゃべってないから大丈夫だろうとか、そういうことも何か腹立たしいというふうに思ってます。でも、無言の圧力はあったでしょう。どんな圧力があるわけですか。どういうふうに圧力を受けるんですか。どういう圧力を受けるんですか。与布土のものを絶対に買えよという圧力を与えるんですか。買おうにも買うものがないし。だって買いたいんですから、センターのほうは。ものがあって、納入してくれたらありがたいなと思ってるんです。

僕がそこにいたのは、あくまでも地元でそういうものを作っていきたい。給食センターに、僕自身も畑持ってますから、それを作ることになったら協力したいと思ってるし、あくまでも給食に提供できるような、食材を提供できるようなそういう仕組みづくりがしたいという思いでそこにいるわけですね。理事が、これは非公式にということでおっしゃいましたが、そのとき、職員が僕の存在をどう思ったと思われませんか、せいぜい議員さんもおって、話聞いてくれたらありがたいわぐらいのことだったと思います。そういうことだと思いますよ。センターのほうは作ってほしい、農林振興課のほうね、地元でそうやって頑張って作ってほしいなという思いですよ。絶対に買えよなんて言われたら困るなみたいなそういう状況じゃないじゃないですか、シチュエーション的に。僕の姿見て、藤本議員も地域にちゃんとプッシュしてくださいよ、作っていただけたらありがたいんで、その辺お願いしますよと、僕が圧力かけられる側ですよ、そんな。圧力やと思っけませんよ。僕はやりたいという思いであつたんで。地域の皆さんと力を合わせて、そういうふうに給食のための食材づくりをしていきたいという思いを持ってその場にいましたので。

つまり、僕が言いたいのは、もう一つの要件、推薦や紹介、介入、いわゆる働きかけということが存在したのか、存在しておりません、そんなものは。ということで、この3号については、もう全く、その後もありますね、その事実認定をされる過程において、拡張解釈でありますとか類推解釈というふうなものがあった場合、これも適用除外になるものだという説明がありました。ということで長くなりました。この3条1項3号を適用しようというのも、全然的な外れな、納得されない委員さんもいらっしゃるかもしれないですけど、これが事実ですから、それが現実ですから、現実を受け入れていただきたいと思えます。おかしな妄想を膨らまさないでいただきたいというふうに思えます。

最後です。4点目、繰り返しになりますけども、私はあくまでも地域のために、市民のために、

子供たちのために、活動を一生懸命してます。それ以外のものじゃありません。そのことは、私もこうやってこういう機会があるので言いますが、市民の方からは、非常に温かく応援してもらっています。今回のことについても。いやあなたいつも一生懸命やっとするから、ええんやそれでいうて。周りにおかしなのがおるかもしれへんけど、おかしな話になるかもしれんけど、あんたのやっとすることはわしら認めとるで、頑張っってやんねえという。市民の方から認めてもらってます。ところが、今回、私は犯罪者扱いされてるというふうに感じてます。それはやっぱり議会の方から、議員の方からそんなふうな扱いを受けてるといふ、市民の方からはすごい熱く応援してもらってますけども、議員の皆さんからは犯罪者扱いですよ。非常にそれは悲しいことです。

そうやって、市民のため、住民のため、地域のために頑張っってする活動が、先ほど嵯峨山委員のほうから、これ自身問題ないんじゃないか、議員出たっっていいでしょう、これぐらい、こういう場に、いやむしろ出るべきでしょうというふうな、そこまで積極的なお話があったかどうか分かりませんが、私はそう思います。議員たるもの、こういう地域の現場に入って、地域の思い、問題意識を共有して、市民の皆さんと一緒に、その問題解決のために、地域をよくするために活動するのが我々だと思っってますので、僕は、その場にいたのは当然であつたというふうに思っってます。それを倫理違反だ。同僚同士で足の引っ張り合いですよ。そんなことしたら、もうみんな仕事できなくなりますよ。市民の中に入れなくなりますよ。地域のために一生懸命すればするほどそうやって倫理違反だとか、何の倫理なんですか、それ。

それが4点目ですけども、今日、よふどの恵さんから重いお言葉がありました。本当は地域のために、与布土地域で作ったり、朝来市内で作った農産物をやりたいんだけども、朝来市の議会がこんなうるせえんやったら、こんなわしらの邪魔するんやったら、もう市内のものは使わんと、よそにもたくさんあると、よそのものを使ったらええやねえか。給食だっってそうですよ。だっって地産地消を言うんは納入圧力やとか、そんなことを審査会で言われてましたけども、そんな市内で地産地消のものを集めることに議会が異を唱えるなら、議会がそれを邪魔するならというかごたごた言うなら、そんなんもうよそから入れたほうがええやないかい。地域にとつてもそうです。与布土地域にとつても恵さんにとつても、もう自分たちの活動をそんなふうに誤解されて、そんなふうに言われるぐらいやったら、もうやめようや、法人もやめようや、自治協でええやねえか。せっかく法人立ち上げたけども、法人やからおまえらも競争入札やとか。おまえら法人やから、そんな特別扱いはせえへんぞ。地域のためにやっってきたことやのに、そんな扱いを議会から受けるんやったら、もう法人を解散しようか。元の自治協に戻そうか。住民自治なんかええやんか。朝来市に頼り切つた、もうそういう組織でええやんか。わしら自立性を持つて、自立してやろうとしたら、そうやって議会がそれを邪魔するんやったら、もうええやん、めんどくせえ。やめよう。そんな話になつちやってるんですよ、これ。議会どう責任取るんですか。こんなことをして。というのが、私の本音のところであります。

以上で終わります。

○委員長（浅田 郁雄君） 藤本議員の弁明は終わりました。

質疑のある方は挙手をお願いします。

尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 私、尾崎から、藤本議員にお尋ねします。

藤本議員が 12 月 8 日の説明会に出席しようと思ったのは、どのような理由からなんでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 藤本議員。

○議員（藤本 邦彦君） 私もすごい興味を持っています。この給食の地産地消を進めていく、地元産の農作物を。僕は本当は、これももう地元産の有機農産物、やっぱり子供たちにとって一番安全な食べ物を給食に提供できる。そういう仕組みを究極目指したい。自分がこの立場にいる間にこういうのを進めたいというのが夢です。それはやっぱり子供をお持ちのお母さん方とか、そういった若い世代の声なんかも聞いたり、生産者の方の声なんかも聞いたり、やっぱりそういう熱い思いを持っておられる市民の方、すごい多いんですね。そういう声を聞く中で、それはしていきたい。子供たち、せっかく家でいい食べ物食べてるのに、学校給食へ行ったら、そうやってよそから農薬漬けの食べ物を食べさせられてる。それはやっぱり違うやろうという。学校でこそそういう安心・安全な地元産の食材を食べてもらわなあかんやろうというのが僕の思いです。それが、地元与布土地域で、それもこの自治協議会の中の恵さんで、よしやってみようか、ちょっと考えてみようかという、そこを。という情報を得ましたので、やりましょうやりましょう、僕も手伝いますよという、参加したのが、この 12.8 に参加した理由です。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） それでは、その 12 月 8 日の会議の中で、藤本議員は何か発言をされましたか。

○委員長（浅田 郁雄君） 藤本議員。

○議員（藤本 邦彦君） 僕、発言するとしたら、やりましょうよ、皆さん。大変かもしれないですけど、何か取り組めることないですかねぐらいのことは言うかもしれない。そんなこと言えるような空気でもなかったですし、一応僕、これは理事の皆さんの場だったので、僕は理事ではないので、発言するのはちょっと厚かましいかな。発言して悪いとは思ってなかったですけど、発言するのはちょっと厚かましいかなというふうに思っていましたし、殊さら発言するようなことでもなかったし、元来、私恥ずかしがり屋なので、そんな発言するとかしないとか、その辺は全くこだわってなかったんですけど、発言するような空気ではなかったというか、発言したいとは思わなかった。それだけのことです。発言しなかったという答弁でいいですかね。一切発言しなかった。

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 発言はされなかったということですが、この説明会で、当局に対して、あるいは恵のメンバーに対して、藤本議員から何らかの指示や、あるいは助言をされましたか。

○委員長（浅田 郁雄君） 藤本議員。

○議員（藤本 邦彦君） 指示も助言もしておりませんが、なかなか難しいですよというよう

な話はしたかもしれないんですけども、要らんこと言いました。指示、助言等はしておりません。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） この説明会は、随意契約と関連すると思われましたか。

○委員長（浅田 郁雄君） 藤本議員。

○議員（藤本 邦彦君） 全く思いません。全く関係がありません。

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 前回設置された政倫審の記録によれば、12月8日の説明会について、随意契約と思われた議員もおられたようです。藤本議員、どうでしょう。12月8日は随意契約の説明会でしたか。

○委員長（浅田 郁雄君） 藤本議員。

○議員（藤本 邦彦君） もちろん随意契約の場ではなかったし、今日もずっとそういう話をしておりますけども、それ以前と言いますか、あくまでも給食に出したいものを、何をいつの時期作ったらいいのかというような、勉強をしているような場であって、契約という言葉が出てくることそのものにも違和感を感じるぐらいの、何を言ってるんだらうという。今日の恵の皆さんも同じ反応だったと思います。契約、契約と何言ってるんだというものにすぎないんですけども、議会の中でさんざん、それでも契約の場だらう、契約の流れの中にあるとかいろいろ言ってますけども、何を目的にそういうことを言ってるんですかということを知りたいです。

何の目的にこれを契約というふうにしたいのか。事実関係はもう分かりましたよね。作る前のそういう勉強会。いつ何を作ったらいいかということを知うための、行政サイドは説明会やし、こっちからいったら勉強会やったり、研究会やったりなんですけども、それを何とか契約の一連の流れにある、契約の場にしたい人たちがいるんですね。議会だけですよ、そんなことを言ってるのは。一般にはそんなこと誰も言わないですよ。議会といたら皆さんにも失礼になりますので、一部の議員の方だけです、そんなことを一生懸命言ってるのは。何が目的なんですか、それ。よふどの恵さんを、市民の活動をおとしめたいのか、私をおとしめたいのか、農林振興課、給食センターをおとしめたいのかよく分かりませんが、先ほども言いました、この4者は一生懸命頑張ってやっています。それを何かおとしめるために一生懸命契約の場、契約の場と、誰もが否定してるのに、いつまでも契約の場とって、それを議会が議決で賛成多数になっちゃうわけなんですけど、そういう問題であるというふうに思っていますので、契約の場ではありません。それを言ってるのは、一部の議員の方が、それも無理やりこねくり回したおかしい論理で、誰にも理解できない理屈で契約の場というふうに強弁している、それだけだと思います。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） それでは、最後にもう一度再確認させていただきます。12月8日は、随意契約とは何ら関係のない会議であったということによろしいですね。

○議員（藤本 邦彦君） はい、よろしいです。そのとおりです。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに。

ほかにありませんか。

西本委員。

○委員（西本 英輔君） 藤本議員の思いというか、非常に思いのたけを話されたなというふうに思っておりますが、1点お聞きしてもよろしいですか。というのが、よふどの恵さんと給食センター、農林と藤本議員の4者が頑張っているといったようなお話やったかなと思うんですが、藤本議員としては、この4者が頑張って納入できるような中間事業のものをつくっていきたいというお考えなのか。いやいやそうではなくて、地元の安心・安全な野菜を子供たちに食べてほしい。給食センターに納入する、それはどこの事業者でもいいし、その思いが今あるというのが一番分かりやすかったのがよふどの恵さんであって、たまたまそういう話になってるということでのいいのか。思いとしてはどちらなのか。

○委員長（浅田 郁雄君） 藤本議員。

○議員（藤本 邦彦君） 4者が頑張ってるという、ちょっと誤解のないように再度確認させてもらいますけども、4者がそれぞれ頑張ってるということです。それぞれの思いを持って、それぞれの場所で、だって農林振興課は別に相手してるの与布土だけじゃないですからね。朝来市全体の農家さんを相手に農林振興課は頑張ってるわけです。給食センターは、今回の場合は、子供たちに安心・安全な食を届けるために一生懸命されてますけども、地産地消を進めるためにも一生懸命頑張っておられます。それぞれがそれぞれに頑張ってるというのが大前提で、それが何か談合して、どっかに利益を生み出すかのように、産健の委員会ではそんなふうに決めつけられて、議論されてしまったわけですけども、4者それぞれが頑張ってるということを言いたかったんで。その頑張りの方向、ベクトルがたまたまここで、12.8というのは、たまたま一致したというか、それは勉強したい、研究したいという、よふどの恵さんのそういう思い、それぞれが吸い寄せられるようにというか、つながったというだけであって、そんなことは幾らでもありますよね。僕の思いとしては、当然、それを梁瀬自治協さんなり、栗鹿自治協さんなり、山東町ばかり言うとならあきませんね。朝来の自治協さんとか、生野の自治協さん、東河とか糸井とかの自治協さんで、それをやりたいというのは、それは応援しますよ。声かけてもらったら。その勉強会の場に僕がいるかどうかは分からないですけども、そこまで情報のアンテナがあるわけじゃないんで。当然、朝来市でこういう地産地消、給食で地産地消のものを集める仕組みづくりが活性化していけばいいなというのが大前提で、たまたま私の地元与布土自治協、よふどの恵さん、与布土地域でそういう動きがあったと、取組のスタートをこれからまさに切らんとしたという、そういう場があったので、勉強のために参加した、協力したいという思いで参加した、そういうことです。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに。

関委員。

○委員（関 綾乃君） 藤本議員、よろしくお願ひします。

お米を栽培されてると思うんですけども、それはよふどの恵のほうに、ちょっと私よく理解できなかつたんですけども、皆さん、藤本さんたちも含めた与布土の方たちが恵さんのほうに作ったお米を持ち込まれて、販売されたりしてるということなんでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 藤本議員。

○議員（藤本 邦彦君） 後ろに恵さんいらっしゃるので怖いんですけどね、何ちゅう誤解をするんやと怒られると思うんですけども、もう一回呼ばなあかなという御質問やと思うんです。恵さんのお米については、恵さんでコウノトリ米を作っておられて、恵さんの中で今されてると思います。誰か第三者の会員の人のとかの米を中に入れて、中間でやられてるということはされていないというような説明やったかなと思います。先ほどもその辺の説明があったと思うんですけども、つまりよふどの恵さん、そこまでのことはされてないです。それはまた聞いてもらったらいいです。ほとんどは農協です。私も農協です。私、コウノトリ米作ってますけども、残念ながら農協です。それか、自分で販売ルートを見つけてやるか。本当は高く買ってくれるルートがあればいいんです、農家にとっては。農協に出すというのは、言ってしまうと最悪の、一番安いんで、できればもっと高く買ってくれるところが現れたらいいな、それがよふどの恵さんやったらどんなにいいかなとは思いますが、そんな力は今のところは地域では作れてないです。

夢ではありますけども、地元産のお米を高い金額で買って、それを高い付加価値つけて、ブランド米として流通できる。その中間によふどの恵さんなり、与布土自治協議会なり、地域で取り組めたらいいと思うし、僕はむしろ行政がそういう、農林振興課なんかも頑張ってそういう仕組みを作れたらいいなと思うんですけど、今のところ農協さんのコウノトリ米とかブランド米が一番いいのかなという結論になってしまってますよね。そういう実態です。どういう意図で今質問されたのかよく分かりませんが、多分、僕とよふどの恵さんのつながりについてされたのかもしれないんですけども、僕はそうやってよふどの恵さんを介してお米が高くブランド化されてできるという仕組みができるものならばいいことだというふうには思ってますけど、現状は、私は米は全部JAに売っております。それしか方法がないというのが現実です。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに質疑はありませんか。

ほかにないようでしたら、ここで質疑を終わりたいと思います。よろしいですか。

藤本議員、大変長時間ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前 11 時 24 分休憩

午前 11 時 34 分再開

○委員長（浅田 郁雄君） 休憩前に引き続き審査会を再開します。

尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 私の意見なんですけども、この委員会に出席した参考人の方からは、令和

4年12月8日は契約とは関係のない説明会であったとの証言がありました。また、フロー図については、提出した市当局が、令和5年2月10日に正式に撤回したものですから、資料としての価値は認められません。

次に、国・地方公共団体の契約制度の概要と関係法令の資料についてですが、この資料は、12月8日に随意契約行為が行われたのであれば、参考資料としての検討の余地が残るかも知れませんが、当倫理審査会における証言では、契約行為が行われていないので、資料としての価値はありません。

それを申し上げた上での意見ですが、朝来市議会議員倫理条例第7条9の、審査会の委員は、公正かつ不偏の立場で職務を遂行しなければならないとの定めに従って申し上げますと、12月8日の説明会は、契約行為の場であったという証明を、確たる証拠を示すことができる方がもしあれば、その人物の発言を許可したらどうでしょうか。このことは、委員会の公正さを担保する上で必要ではないかと思いますが、委員長、この点についてどうでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員から、ただいま質疑あったわけですがけれども、ほかの委員さん、何か思うことがありましたら、それぞれ言ってください。

関委員。

○委員（関 綾乃君） まず、フロー図のことなんですけれども、取り下げたので資料として価値はないとおっしゃっておられますけれども、もともとはこれが発端で、常任委員会のほうもおかしなことになってないのか説明を求めるところから始まっているので、取り下げられても、私は、発端はこれだと思っているので、資料の価値としてはあると思っています。これで行われてはいませんが、価値がないとは思っていません。

それと、契約行為の場であったと証明できる人というのは、議員の中で求められるのでしょうか。それとも、この委員会の中ですか。

○委員長（浅田 郁雄君） 尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 確たる証拠を持っておられる方ならいいと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 関委員。

○委員（関 綾乃君） であれば、この委員会以外にも呼びかけて、証拠がある方、その状況、資料をお持ちになってお話をいただいたらいいのではないかなと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに。

尾崎委員。

○委員（尾崎 里美君） 今、フロー図についてお話があったんですけども、正式に取り下げられてるものなので、資料としての価値はないというか、資料として存在はしないと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 取り下げたあつたら資料としては価値がなく。

○委員（尾崎 里美君） 当局が正式に取り下げ、産健委員会の中でもきっちり委員長が取り下げられることをされてる中で、このフロー図について、意見交換は適切じゃないと思いますけど。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 聴取した人、相手方の発言とか、それから審査に用いた書類等の調査の対象につきまして、証明力といいますか、判断の資料にできるかどうかということについては、次回の評議の中で協議して、決めるべき話ですので、この場では一旦保留にしておいていただきたいと思います。

それから、どの資料に基づいて、どういう事実があったこと、あるいはなかったことを認定していくかというのも、これも評議の中でやるべきことですので、これも今日の段階では、それぞれの御意見を聞いたというふうにとどめていただきたいなというふうに思います。

いずれもその資料を採用するかしないかというところから、協議の結果で決めていって、最終的に事実の認定まで積み上げていかなきゃいけないということになるかと思います。

御発言で重要だったのは、予定していた資料が、これで全て調べ終わりましたけれども、ほかに漏れはないですかと。特に、今皆さんの情勢といいますか印象が一方に大分傾いているんですけども、それと反対側にあるような証拠方法をお持ちであったり、お気づきであったりすることはありませんかという確認が一番重要だと思います。調査がこれで終わりますので。その点に絞ってちょっと御検討といいますかお考えいただいて、これは、ではさらに外に証拠を求めましょうという話ではありませんので、今出されました、議長からの付託に合わせて出されております資料は、一応予定したものの全て尽くしましたので、基本的にそれで足りてはおるんですけども、委員さんそれぞれのお考えの中で、不足や欠落はございませんかという問いかけだと思いますので、御確認をお願いしたいと思います。

○委員長（浅田 郁雄君） 一応出尽くしてはおるんですけども、先ほど尾崎委員さんのほうから重大な発言がありました。そのことについて、前審査会の委員さん全員に来ていただくというのは大変難しいと思うんですけども。

副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） 前審査会に携わった方は、調べの対象にはなりませんね。要するに、今申しましたのは、結局、その契約行為の有無であるとか、それから、介入の行為の有無であるとか、このことについて、あるいは証明に資する情報提供ができる方ということになりますので、要するに、今日、よふどの恵さん呼びました。前回呼ばれていらっしやらないんですけども、この方たちを前回呼ばなかったのは大変な落ち度だということが言えるわけです。契約行為の有無について、当事者に話を聞かないという大変な落ち度だと思われま。そういうことが、今回の審査会ではないかどうか。よふどの恵さん呼びましたけど、まだほかに呼ぶべき人はいませんかという問いかけであろうと思います。先ほどの発言は、ですので、審査会の委員は審査をしましたけれども、その審査の対象の事実を証明する力は持っていませんので、その方を呼ぶというような話ではありませんね。率直に言いますと、その場にいらっしやった方はほかにいませんかというのが分かりやすいですか。説明会でほかにまだこういう人がいたでしょうと、この人からも話を聞くべきでしょうと、そういうことですね。そしたら、契約だったというような話が出るかもしれませんよと。尾崎委員がおっしゃったのはそういうことだと思います。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） 私自身は、前審査会について、全く傍聴も行ってませんし分からないです。ただ、その審査会でされた審査委員さんの中で出されたので、僕自身はそれはそれなりに尊重するべきではないかなと思うんですけど、今回、私たち全く違う別の委員さんで構成されてます。ですので、この審査会で、新たな審査会で審査を、それぞれ参考人として呼んでいただいて、審査をするのであれば、前回の審査委員さんに聞いてみるとか、特によく知ってる人に聞くというような、今日まで呼んだ参考人さんをよりよく知ってる方なんていうのは多分出ないと思うんです。僕自身は、前審査委員さんの決定を、僕は否定するわけではありませんけれども、ただやはりこの新しく出た審査委員さんの中で決定するべきではないかなとも思うんですけど、皆さん、御意見ございませんか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 先ほど副委員長がおっしゃられたように、前回では、今日来ていただいているよふどの恵さんの意見をこちらからお伺いすることができなかったということで、今日、こういった会を持ちましたので、資料なりそういったものは十分ではなかったかなというふうに私は思っておりますので、改めて資料の提供であるとか、招致するような方というのではないんではないかというふうに思っております。

以上です。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに。

関委員。

○委員（関 綾乃君） 前回の本会議のときでも、反省事項として、専門家の方のお話は全然聞かなかったというのがあったと思うんですけども、この委員会がこの委員会だけであるとするならば、専門家の方のお話というのは、特に契約のことについてだとか、一連のことについてお話を聞く必要はないんでしょうか。

○委員長（浅田 郁雄君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） その契約について、初日に法制担当のほうからレクチャーをいただいたというのがそういったことではないかなというふうに私は思っております。契約ということについて、審査員、同じ認識の中で審査を行ってきたというふうに思っておりますので、ここからまた専門的なのというふうに言われますと、何かおかしいような状況になるんじゃないかなというふうに思う。初日に法制担当のほうから確認したというのがそういったことではないかというふうに思います。

○委員長（浅田 郁雄君） ほかに。

西本委員。

○委員（西本 英輔君） 副委員長、また嵯峨山委員のおっしゃることもよく分かるんですけども、内容が非常に重要な案件ですので、もしもその中でしっかりとした協議がまだされてない、審査されないという思いがもし委員の中にあるのであれば、なるべくそれを完遂できるような形というも

のは持っていくほうがよいのかな。ただし、それが時間的なものだとか、どういった者がよいのかというところ等、判断を迷うところはあると思いますが、そういうのであれば、そういうのも一つ一考する部分ではあるのかなとは思いますが。

○委員長（浅田 郁雄君） 副委員長。

○副委員長（藤原 正伸君） ちょっと勘違いがあるように思うんですけども、先ほど言いましたとおり、説明会の性質を判断するためには、よふどの恵さんに話を聞かなければいけないということですよ。それから、別にありました、市の財務課が回答してきてました文書ありますよね。随意契約のどの部分に当たるのかということの回答についても、前の審査会では、その文書のみを読んで判断してるわけです。これも今回は回答者をじかに呼んで、その意味を確かめてるわけです。そういうふうにして、一応回答が来てますから、それをもって判断の材料にするのはいいんですけども、そこに疑義があれば、やはりその回答者、人を呼んでただしていくという作業が必要だろうと。どこまでやるかと追い求めれば、どこまでもやり続けるような話にもなりますし、先ほどの法律的話をすれば、結局ではどちらかにそういう法律的な判断を投げかけましょうなんていう話にもなりかねないわけですけども、そこは審査会としての責任で、きちんとそこを自分たちで判断する材料を集めましたという前提の下で責任を持ってやらなきゃいけない線引きはあるというふうに思います。それが初日に法制を呼んで、法律的な解釈についての知見を得たということになるかと思えますし、国の資料に、効力の有無はともかくとして、国の一般競争入札や随意契約に関する法令をまとめた表の資料、あの表についての理解についても、当局を呼んで質疑をしていただいているというようなことで、材料はそういう形で一生懸命集めた。そういう意味で不足はないですかと。さらに呼んで聞く人はいませんかと、こういうことになるわけだと思います。

だから、法律的な解釈をこれ以上どこかに投げる必要があるというのであれば、どの部分について、どういう疑念があって解釈を求める必要があるか。その先は、例えば、いきなり外部の人というわけにもいかないでしょうから、もう一度法制を呼んで、その点を聞くということになるかと思えますけれども、そういうポイントが残ってるのであれば、評議を急がないで、まだ時間はありますので、調査を続けるということになるかと思えますので、そういうものがございませぬかというところだと思います。あまり言ってしまうと、この審査会の責任放棄になっちゃいますので、どこかに丸投げしてしまうような。

以上です。すみません。

○委員長（浅田 郁雄君） 外部からの弁護士というか、そういう形も言われましたし、新たな証人という意見もありました。これは大変まとめるのが難しいんですけども、今まで法制さんと呼び、行政、また、よふどの恵、本人の藤本議員を呼んで、参考人としてそれぞれ質問もしたわけですけども、これではまだ物足りないという意見があれば少し考えますが、時間を別にまた持って、すぐにもしなくてはならない、決着を出さなくてはならないということではないと思います。それに、前回の審議会に関しては、大変日にちがなかったということをお聞きしております。ここで慌てて審議を縮めてしまうということもやぶさかではないですけども、しかし、やっぱり大事な案件で

ございますので、しっかり審議をしていくという形で、今後、考えていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 今日によふどの恵さんと藤本議員さんという、招集していただいて、いろんな意見をまとめさせていただきました。よふどの恵さんのほうとしては、説明会に出席したのは、随意契約だったとか、契約だったというような認識は全くなかった。藤本議員さんの話では、オブザーバーっぽくそこにいたという、発言もないし、無理強いもしたわけでもないということなので、ただ、地消地産の野菜を、安全な野菜を子供たちに食べていただきたいという思いがあつてのことでそこに出席されたというだけのことだというふうに聞いております。今日はもう大変そういうところを重く質疑をしていただきました。

ほかに何か御意見、異議ありましたらどうぞ。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） それでは、異議なしと認めます。

本日は、以上で審査のほうを終了いたします。

次に、その他として、次回の日程等についてお諮りします。

次回の日程は、2月22日午前9時から開催し、意見交換を行い、取りまとめ等を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 郁雄君） 異議なしと認めます。

次回の日程は、2月22日午前9時から開催することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

これをもって、朝来市議会政治倫理審査会を閉会します。

御苦労さまでございました。

午前11時58分閉会
